項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十五条の十三第十七項又は第十八項後段」を「第二十五条の十三第十四項本文、第十七項第二号イ、第二十四項又は第二十五項後段」に、「同条第十九項」を「同条第二十六項」に、「同条第十五項又は第十八項後段の規定により提示を受けた同条第十六項に規定する書類の名称又は当該提示の際に署名用電子証明書等の送信を受けた」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行令第二十五条の十三第十四項本文又は第十七項第二号イの確認をした場合　当該確認の際に、同条第十四項第一号の規定により提示を受けた書類の名称若しくは同号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受けた旨又は同項第二号の規定により同号に規定する書類の提出を受けた旨

二　施行令第二十五条の十三第二十四項又は第二十五項後段の確認をした場合　当該確認の際に、同条第二十二項又は第二十五項後段の規定により提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

第十八条の十五の三第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第二十五条の十三第十六項」を「第二十五条の十三第二十三項」に、「第二十五条の十三第十三項（第十八条の十五の三第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に、「同条第十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第十三項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第二十五条の十三第十四項」を「第二十五条の十三第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項第三号中「第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（平成三十五年十月一日以後に当該申請書の提出をする場合には、同号ロに掲げる期間）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項第一号中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同項第四号中「第三十七条の十四第五項第三号イ」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第二十五条の十三第十三項（第十四項」を「第二十五条の十三第二十項（第十七項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第十六項」を「第二十五条の十三第二十三項」に、「及び第十六項」を「及び第十九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十七条の十四第五項第五号」を「第三十七条の十四第五項第八号」に改め、同項第四号中「非課税管理勘定」を「非課税管理勘定廃止通知書」に改め、同項第二号中「非課税管理勘定廃止通知書又は法第三十七条の十四第五項第五号」を「勘定廃止通知書又は法第三十七条の十四第五項第八号」に改め、同号イ中「第三十七条の十四第五項第三号イ」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)」に改め、同号ロ中「第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロ」に改め、同項第三号イ中「の非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定（法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下この条から第十八条の十五の九において同じ。）」を、「おいて非課税管理勘定」の下に「及び累積投資勘定」を加え、同号ロ中「非課税管理勘定」の下に「及び累積投資勘定」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第四号中「第三十七条の十四第五項第三号イ」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)若しくは(2)」に、「第十八条の十五の八」を「第十八条の十五の七」に改め、同項第五号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十七条の十四第五項第三号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第五項第六号に規定する財務省令」に、「同項第三号」を「同項第六号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる期間の」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)に掲げる期間の」に改め、同号イ中「以下この号」を「次号、第十四項及び第十五項」に改め、同号ロ中「第三十七条の十四第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第六号」に改め、同号ハ中「第三十七条の十四第五項第三号に」を「第三十七条の十四第五項第六号に」に、「第十八条の十五の八第一項第三号」を「第十八条の十五の八第一項」に、「第三十七条の十四第五項第六号イ(1)」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間の」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(2)又はロに掲げる期間の」に改め、同号ロ中「第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる期間」を「第三十七条の十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税適用確認書に係る同項第六項第二号の申請書が平成三十五年十月一日以後に提出がされたものである場合には、同条第六項第二号ロに掲げる期間）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「に規定する財務省令」を「（同条第十項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「を提出する」を「の提出（同号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする」に改め、同項第三号中「同条第五項第二号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「同号」を「同項第三号」に改め、同項第四号中「及び数」の下に「若しくは持分の割合」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　施行令第二十五条の十三第十四項第一号に規定する財務省令で定める書類は、同項の口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の第十八条の十二第四項に規定する住所等確認書類とする。

7　施行令第二十五条の十三第十四項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者に同項第二号の書類を送付する場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項に規定する届出住所等に係る住所に宛て、郵便又はこれに準ずるものにより、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。）として当該書類を送付するものとする。

第十八条の十五の三第三項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二十五条の十三第九項第一号（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるものは、第十八条の十二第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された同項に規定する電磁的記録とする。

第十八条の十五の四第一項第一号中「個人番号」の下に「（勘定の変更又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者にあっては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同項第二号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第三号中「変更前」を「氏名、住所又は個人番号の変更をした場合には、その変更前」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　非課税口座に係る勘定の変更又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定をする場合には、その旨及びその変更又は設定をしようとする勘定の年分

第十八条の十五の四第二項第二号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第三項第一号イ中「第一項各号」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同項第二号中「を設定する」を「又は累積投資勘定を設定する」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「前条第六項第二号イ」を「前条第九項第二号イ」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「を設定する」を「又は累積投資勘定を設定する」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「第十八条の十五の三第六項第二号イ」を「第十八条の十五の三第九項第二号イ」に改め、同条第四号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加える。

第十八条の十五の六第二号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第三号中「いう。」の下に「以下この号及び」を加える。

第十八条の十五の七第二項第三号中「に係る」を「又は累積投資勘定に係る」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「（電磁的方法（施行令第二十五条の十三の二第三項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。）を含む。第三項において同じ。）」を削り、「非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書」を「施行令第二十五条の十三第十四項第二号の規定により提出する書類、非課税適用確認書、勘定廃止通知書」に、「依頼書、確認書」を「依頼書、書類、確認書」に改め、同項第三号中「（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号及び第三項において同じ。）」を削り、「第二十五条の十三第十四項」を「第二十五条の十三第二十一項」に改め、同条第三項中「非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書」を「施行令第二十五条の十三第十四項第二号の規定により提出する書類、非課税適用確認書、勘定廃止通知書」に改め、同条に次の一項を加える。